



# 島根県報

平成19年 3月30日 (金)

号外 第 60 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県産業技術センター受託研究取扱要綱の一部改正	(産業振興課)	1
島根県産業技術センター共同研究実施要綱の一部改正	( " )	2
島根県産業技術センター技術者養成研修規程の一部改正	( " )	2

## 告 示

### 島根県告示第287号

島根県産業技術センター受託研究取扱要綱(昭和63年島根県告示第469号)の一部を次のように改正する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、「別に定める」を削り、「を標準として契約書」を「(以下「契約書」という。)に改める。

第6条を次のように改める。

(委託料の納付)

第6条 委託者は、契約書に定める経費を、知事が別に定める期日までに納付しなければならない。

第9条中「受託研究契約書に定める期日までにその結果を委託者に通知」を「速やかに研究の結果をまとめ、受託研究報告書を作成」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の報告書を契約書に定める期日までに委託者に送付するものとする。

第10条の見出し中「知的財産権」を「研究結果」に改め、同条第2項中「知事は、」の次に「前項の規定により」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「センターの職員が当該受託研究の結果、」を「受託研究の結果、センターの職員が」に、「これらに係る知的財産権」を「当該発明等」に、「を準用する」を「の定めるところによる」に改め、同項を同条第2条とし、同条に第1項として次の1項を加える。

知事は、研究結果の全部又は一部を保存し、センター業務の範囲内で、かつ、研究目的に限り、これを利用することができるものとする。

第10条に次の1項を加える。

4 委託者は、研究成果に基づいて発明等をしたときは、知事に通知するものとし、当該発明等に係る権利の帰属及びその取扱いについて別途協議するものとする。

第11条第1項中「知事が指定する者又は委託者」を「委託者又はその指定する者」に改める。

第12条第1項第1号中「を許諾された知的財産権が、その実施等を」を「の許諾を受けた者が、その」に、「行われなかった」を「行われなかった」に改める。

第14条本文中「県」を「知事」に改め、「情報を」の次に「契約書で定める期間、」を加える。

第15条を次のように改める。

(研究結果の公表)

第15条 知事は、委託者の承諾を得て、受託研究の結果の全部又は一部を公表することができる。

- 別記様式中
- 「4 受託料の額及び納付についての希望
  - 5 知的財産権の実施等についての希望
  - 6 受託研究の成果の公表の方法及び時期についての希望
  - 7 受託研究の成果品の帰属についての希望

「4 知的財産権の実施等についての希望」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県産業技術センター受託研究取扱要綱の規定は、平成19年4月1日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

島根県告示第288号

島根県産業技術センター共同研究実施要綱（昭和63年島根県告示第470号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第1項中「別に定める」を削り、「を標準として契約書」を「（以下「契約書」という。）」に改める。

第6条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第8条第2項及び第9条中「共同研究契約書」を「契約書」に改める。

第10条中「共同研究者」の次に「若しくは共同研究者が指定する者」を加える。

第11条第1号中「を許諾された知的財産権が、その実施等を」を「の許諾を受けた者が、その」に、「行われなかった」を「行わなかった」に改める。

第17条中「県」を「知事」に改め、「情報を」の次に「契約書で定める期間、」を加える。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県産業技術センター共同研究実施要綱の規定は、平成19年4月1日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

島根県告示第289号

島根県産業技術センター技術者養成研修規程（平成4年島根県告示第816号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第8条の次に次の一条を加える。

（秘密の保持）

第9条 研修の申込みをした者及び研修生は、研修期間中にセンター職員等から秘密であることを告知され、口頭又はその他の方法により開示された情報を第三者に漏らしてはならない。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県産業技術センター技術者養成研修規程の規定は、平成19年4月1日以後に開始された研修について適用し、同日前に開始された研修については、なお従前の例による。